

地域限定商品券発行事業 実施要綱

(目的)

1. 大館商工会議所（以下「商工会議所」という。）が大館北秋商工会（以下「商工会」という）の協力を得て行う地域限定商品券発行事業は、大館市外への消費流出を抑え地元消費を喚起し、地域の振興と経済の活性化に資することを目的とする。

(商品券の名称)

2. 商品券の名称は、「Buy おおだて商品券」（以下「商品券」という。）とする。

(発行者)

3. 商品券の発行者は商工会議所とする。

(販売及び販売開始日)

4. 商品券の販売は商工会議所が行う。ただし、必要に応じて指定の販売所を設置することができる。（以下「指定販売所」という。）
5. 商品券は企業、団体、個人、住所地等を問わず販売することができる。
6. 商品券は1枚単位で販売し、商工会議所が保有する限り販売枚数の上限を設けない。
7. 一度販売した商品券は払い戻しすることができない。
8. 商品券の販売開始は平成29年4月5日（水）からとする。
9. 販売時間は平日の午前9時から午後4時までとする。

(有効期間)

10. 商品券の有効期間は、発行日から発行を行った日の属する月から5カ月となる月の末日までとし、発行日及び有効期限を記載したものを発行する。
11. 有効期限を過ぎたものは無効とする。

(種類)

12. 商品券は、全ての取扱店で使用できる商品券のみとする。

(額面及び販売金額)

13. 商品券1枚の額面は1,000円とし、同額で販売を行う。

(取扱店の申し込み)

14. 大館市内に事業所を有する商工業者で、商工会議所又は商工会の会員であること。
15. 取扱店の申込みは、「Buy おおだて商品券」取扱店申込書に必要事項を記入し、商工会議所又は商工会へ申し込みを行う。
16. 市内に複数の事業所を有する事業者については、それぞれの事業所毎に申込みをするものとする。
17. 取扱店の登録料は無料とする。

(換金)

18. 使用済み商品券の換金場所は、商工会議所の事務所とし、平日の午前9時から午後4時までとする。
19. 換金手続は、使用済み商品券と換金請求書を商工会議所へ持参する。
20. 換金は、即日小切手で支払うものとする。但し、一度に1,000枚以上の商品券の換金については、当日から3営業日以内に小切手で支払うものとする。
21. **換金請求期限は各商品券の有効期限の翌月末日とする。**
22. 換金手数料は無料とする。

(商品券の使用対象外物品等)

23. 換金性の高いもの（商品券・ビール券・図書券・切手・プリペイドカード・印紙等）、投機的な性質のもの、公金、前記のほか公序良俗に反する事項に類するものは商品券の使用対象外とする。

附 則

本要綱は平成29年4月5日から実施する。

地域限定商品券発行事業「Buy おおだて商品券」取扱規程

(目的)

第1条 大館商工会議所（以下「商工会議所」という。）が大館北秋商工会（以下「商工会」という。）の協力を得て行う地域限定商品券発行事業の「Buy おおだて商品券」（以下「商品券」という。）の取扱いを適正に行うため規程を定める。

(商品券を取扱いできる事業者)

第2条 商工会議所から登録通知を受けた事業者（以下「取扱店」という。）とする。
2 取扱店は消費者が商品券で物品の購入又はサービス等の提供を受けようとする場合には、券面記載額を現金同様に取り扱うものとする。

(商品券の使用)

第3条 商品券は、額面以上の商品購入又はサービス利用（以下「商品購入等」という。）の場合のみ利用できる。ただし、商品購入等の金額が商品券の額面未満の場合に、その差額請求の権利を商品券利用者が放棄する場合はこの限りではない。

(商品券の様式)

第4条 商品券の様式は、発行者名、連番による発行番号を印刷し、発行日及び有効期限を記載したものを発行し、様式の不備なものは無効とする。

(禁止事項)

第5条 次の各号に該当する事項を固く禁ずる。
(1) 商品券の現金交換
(2) 商品券によるつり銭
(3) 商品券を複製する等の不正行為

(事故商品券)

第6条 未発行商品券が保管中に紛失、盗難、その他の事故が発生した場合には、商工会議所が責任を負うものとする。
2 取扱店において発生した事故は、取扱店がその責任を負うものとする。
3 消費者において発生した事故は、消費者がその責任を負うものとする。

(取扱店の責務)

第7条 取扱店は次の事項を遵守しなければならない。
(1) 取扱店であることが利用者にわかるように、見やすい場所に商工会議所が交付する取扱店表示を掲示すること。
(2) 通常の注意をもってすれば偽造されたものとわかる商品券、不正に使用されていることが明らかな商品券の受け取りは拒否すること。

(取扱店の登録取消し)

第8条 取扱店が本規程又は実施要綱に違反する行為の事実が確認された場合、商工会議所は登録を取り消すことができる。

(その他)

第9条 この規程に定めるものの他、必要な事項は商工会議所が別に定める。

附 則

本規程は、平成29年4月5日から施行する。